

村上市元気応援通所サービス サービスコード表 (令和7年4月提供分～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		59単位	59	1日につき		
A6	1221	通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/212日割		59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		119単位	119	1日につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算I	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算		150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算II		(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算		160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算I1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1(週1回程度)		88単位加算	88
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算I/22		要支援2(週1回程度)	88単位加算		88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算I2		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援2(週2回程度)		176単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算II1		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算II/22		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算II2		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算III1		事業対象者・要支援2(週2回程度)	144単位加算	144		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算III/22		事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算III2		要支援2(週1回程度)	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算III2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算I	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の92/1000加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の90/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の80/1000加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の64/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位	41		1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超		59単位	41		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	83		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠		59単位	41		1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/212・欠		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1,798単位		1,259	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・欠		59単位	41		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠		119単位	83		1日につき	

※ 事業所が送迎を行わない場合については、【週1回程度】の場合は1月につき376単位の範囲内で、【週2回程度】の場合は1月につき752単位の範囲内で減算
 ※ 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等提供加算」、「サービス提供体制加算」、「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外